

## パウロ 6 世回章

### ポプロールム・プログレシオ

#### — 諸民族の進歩推進について —

(上智大学神学部訳)

#### 序説

##### 諸民族の進歩

1 諸民族の進歩は、教会にとってきわめて重大な関心事であります。特に、飢えや貧困、風土病や無学から逃れようと努めている民族、文明のもたらす成果にもっとあずかり、自分たちの人間的資質をもっと積極的に発揮させようと努力している民族、さらに固い決意をもって自国のより完全な発展のためにまい進している民族の進歩について、教会は深い関心をもっています。第 2 バチカン公会議が終わって、教会はイエズス・キリストの福音が要請することをさらに明らかに、さらに深く意識しています。そして人びとがこの重大な問題のもつすべての局面をとらえるのを助け、人類史上決定的な転機を迎えているこの時にあたり、みなが共に助け合って働くことが何よりも必要なことを納得するように力をつくす使命があると感じています。

##### 歴代諸教皇の社会問題についての教え

2 わたしの先任諸教皇がたは、それぞれ回章やメッセージを通じて、時の社会問題に福音の光を投げかけるという教皇としての責任を果たしてこられました。すなわち、レオ 13 世の「レールム・ノバルム<sup>1</sup>」、ピオ 11 世の「クワドラジェジモ・アンノ<sup>2</sup>」、ヨハネ 23 世の「マーテル・エト・マジストラ<sup>3</sup>」、「パーチェム・イン・テリス<sup>4</sup>」、さらにピオ 12 世のいくつかの世界にあてたラジオ放送<sup>5</sup>がそれであります。

##### 今日の重大問題

3 今日ではこの社会問題が世界的な規模のものとなっているという重大な事実をみなさんひとりひとりが認識しなければなりません。ヨハネ 23 世はこの事実を率直に認められました<sup>6</sup>。そして公

---

<sup>1</sup> レオ 13 世公文書公報 11 巻、1892 年、97～148 ページ参照

<sup>2</sup> 使徒座公報 23 巻、1931 年、177～228 ページ参照

<sup>3</sup> 使徒座公報 53 巻、1961 年、401～464 ページ参照

<sup>4</sup> 使徒座公報 55 巻、1963 年、257～304 ページ参照

<sup>5</sup> 特に次のものを参照。「レールム・ノバルム」公表 50 周年記念に際して、1941 年 6 月 1 日に行なわれたラジオ放送（使徒座公報 33 巻、1941 年、195～205 ページ）。1942 年度クリスマス・メッセージ（使徒座公報 35 巻、1943 年、9～24 ページ）。1953 年 5 月 14 日、「レールム・ノバルム」公表記念日にあたり、労働者団にたいして行なわれた演説（使徒座公報 45 巻、1953 年、402～408 ページ）

<sup>6</sup> ヨハネ 23 世回章「マーテル・エト・マジストラ」、使徒座公報 53 巻、1961 年、440 ページ参照

会議も司牧憲章「現代世界における教会<sup>7</sup>」で教皇の考えを受け継いでいます。それらの文書に盛られた教えは重大で、その実行のためには一刻の猶予も許されません。飢えた民は、いま富める民に苦しいうめきをあげて呼びかけています。教会はこの苦しみの叫びの前にふるえながら、みなさんひとりひとりが兄弟の訴えに愛をもって応えるように求めています。

### わたしの旅行

4 わたしは教皇位に上る前、1960年に南米に、さらに1962年にはアフリカにおもむき、この生命力と希望に満ちたふたつの大陸を締めつけているきびしい諸々の問題に直接触れる機会を得ました。さらに教皇に選ばれ、万人の父としての資格を身にまもってからも、わたしはパレスチナとインドに旅行しました。そして、それらの地で、古い文明をもつ民族が進歩の問題と取り組むにあたって直面しているきわめて深刻な色々の困難をこの目で見、この手で触れることができました。またローマで第2バチカン公会議が開かれている間にも、摂理的な事情によってわたしは国際連合総会で直接に話をすることができました。わたしはこの世界的な集会を前にして、貧しい民の弁護者となったのです。

### 正義と平和

5 最後につい最近のことですが、わたしは公会議の要望に応え、さらに発展途上にある諸国民が持っている正当で重大な関心事について、使徒座がどれほど深く考慮しているかを示すために、ローマ教皇庁にひとつの委員会を設けました。この委員会は、「すべての神の民に現代がかれらに要請している役割をじゅうぶんに認識せしめ、それによってより貧困な民の進歩推進と国家間の社会正義確立に便ならしめ、さらに低開発諸国を援助して、それらの諸国の自力による、自国のために進歩を可能ならしめること<sup>8</sup>」を任務としています。ですからこの委員会に「正義と平和」の名を与え、委員会の目的と決めました。この目的のためならば、善意の人びとはすべて、カトリック教徒であるわたしの子どもたち、およびキリスト教徒である他の兄弟たちと力を合わせて働きたいと思うであろうとわたしは確信しています。このようなわけで、わたしは今日すべての人びとにあてて回章を送り、人間個人のじゅうぶんな進歩と人類全体共同の進歩のために共に助け合って働くよう訴えたいと思います。

## 第1部 人間の調和ある進歩のために

### 1 問題の提起

#### 人間の望み

6 生活資源と健康と安定した仕事をもっと確実に手に入れること、人間としての尊厳をそこなうような状態から逃れ、すべての圧迫を排除して、よりいっそう責任に参加すること、より高度の教育を受けること、一口に言えば、自分をより価値のある存在とするために、もっと多くのことを行

<sup>7</sup> 第2バチカン公会議「現代世界憲章」（ガウディウム・エト・スペース）63～72番（使徒座公報58巻、1966年、1084～1094ページ）参照

<sup>8</sup> パウロ6世自発教令「カトリカム・クリスティ・エクレジアム」、1967年1月6日、使徒座公報59巻、1967年、27ページ参照

ない、知りかつ所有すること、これは現代人のすべてがもつ望みでありましょう。しかしかれら現代人の多くの者は、この正当な望みがむなしい希望に終わるような生活条件の中で生きることを余儀なくされています。ことに新興独立諸国の国民は、政治的自由の上に、人間の尊厳にふさわしい、自主的な経済的・社会的実力を増し加えて、自国民の真に人間らしい発展を確保し、国際関係において自国が占めるべき正当な地位を得たいと強く望んでいます。

### 植民地化と植民地政策

7 ところでこのように困難かつ、きわめて重要な仕事が完成を待っていますが、過去から受け継いだ手段は、たとえそれが不じゅうぶんなものであっても、これらの仕事に全然利用できないわけではありません。たしかに植民地支配国が、自国の利益と権力、あるいは自国の繁栄だけを追求したこと、そしてかれらが支配権を現地人に譲って手を引いた後には不安定きわまる経済条件だけが残されたという事実もあることは、認めなければなりません。たとえば、相場の激しい変動に左右される、たった 1 種類の農産物収益にだけ依存するような経済条件がそれであります。しかしこのような植民地政策から生じた悪しき所業と、それが現地に与えた害悪を認めながらも、同時に植民地経営者たちが、自国の学問と技術を、このまったくの未開地に導入して、いくらかのよい結果を残し、その利益が今日にまで及んでいる事実については、かれらに感謝しなければなりません。植民地に残された機構制度がきわめて不完全なものであるにしても、それによって無知と疾病が減少し、便利な交通・通信制度が現地民のものとなり、生活条件が改善されたのです。

### 不均衡の増大

8 しかし以上のことをじゅうぶんに認めたとしても、このような機構制度では、今日のきびしい経済的現実には太刀打するにはあまりに力不足であることは明らかすぎるほど明らかです。このような機構制度は、もし計画にしたがって調整しないならば、国民福祉向上に関して世界の国家間に存在している格差を是正するどころか、かえってひどくする方向に導いて行きます。富める諸国はいよいよ急速な富の増加を謳歌し、貧しい諸国は進歩にいつそう遅れをとることになります。不均衡はますます増大し、ある国は食料を過剰生産しているというのに、他の国では飢餓に瀕するほどそれがたりません。しかも食料の不足に悩む国は自国の輸出もしいに不安定になって行くのを見ているほかはないのです。

### 増大する貧しさの認識

9 同時に社会紛争も世界の各地で大きくなっています。かつて工業化の過程にある諸国で、貧困者の階層に緊迫した社会紛争が起こりましたが、それが今ではもっぱら農業によって生計をたてている地域にまで広がっています。農民も自分たちの不当な貧しさ<sup>9</sup>に気付いているのです。そればかりではなく富の所有の面でも、さらにそれ以上に権力の行使の面でも、不当で、恥ずべき不均衡が存在しています。少数の人びとが高度に洗練された文明を楽しんでいるのに、残りの大多数の者は貧しく、ばらばらで団結する力も奪われて、「自己の発意と責任において行動する可能性ももたず、しばしば人間にふさわしくない生活と労働条件の中に置かれて<sup>10</sup>」いるような地域があるのです。

<sup>9</sup> レオ 13 世回章「レールム・ノバルム」、1891 年 5 月 15 日（レオ 13 世公文書公報 11 巻、1892 年、98 ページ）参照

<sup>10</sup> 第 2 バチカン公会議「現代世界憲章」（ガウディウム・エト・スペース）第 3 章、63 番

## 新旧両文明の衝突

10 さらに伝統的文明と新しい産業文明との間の衝突によって、新しい条件に合わない社会機構が崩れ去ろうとしています。しかし、ときとしては窮屈なものであったこの社会機構の枠は、これまで個人的、家庭的生活のなくてはならない支えでありました。ですから古い世代の人びとはこの社会機構に執着します。が、若い世代の人びとは、この枠をじゃま物とみなしてこれから逃れ、新しい社会生活様式を熱心に求めています。世代の対立はこうして、父祖伝来の制度と信条を固守して進歩を放棄すべきか、あるいは外から技術と文明を迎え入れて、過去の伝統とともにそれが持つ人間的な豊かさまですっかり捨ててしまうべきか、悲劇的なジレンマにおちいつて、事態は深刻化しています。実際、過去の道徳的、精神的、宗教的信念は困難にあつて挫折し、人びとは新しい世界で足場を固めることもできないでいるのです。

## 結論

11 このような混乱の中で、救世主を気どる人物が現われて、すばらしいが、いつわりに満ちた約束で人びとを引きつけるという危険な傾向が、強まっています。このような人物のもたらす結果がどんなに危険なものであるか、たとえば民衆の過激な反応、收拾のつかない混乱、全体主義的体制への移行などがもたらす危険がどんなものであるか、誰しもよくおわかりのことと思います。以上が当面の問題点です。その重要性をなんびとも見逃しにはできないでしょう。

## 2 教会と進歩

### 宣教師たちの働き

12 教会の創立者キリストは、ご自分が神からつかわされた者であることのあかしとして、貧しい人びとに福音を宣べつたえられました<sup>11</sup>。そして教会自身も、この創立者の教えと模範をきわめて忠実に守って諸民族にキリストの信仰を宣べつたえながら、かれらの人間的な向上のために常に心を砕いてきました。宣教師たちは教会の建物といっしょに養護施設や病院、さらに大学・学校も同じところに建てるように配慮してきました。宣教師たちはまた土地の人びとに、その資源をもっともよく利用する方法を教えるとともに、しばしば外来者たちの貧欲な望みからかれらを守ってやりました。もちろんこれらの宣教師たちも人間ですから、かれらのやったことに時として欠点が目につくこともありますし、中には自分の生まれ育った国の思考様式や生活様式を福音宣布の仕事に交えて広めてしまった人たちもいることは否定できません。しかし他方では、宣教師たちが土地の機構制度の整備、発展に尽力し、その地の物心両面にわたる開発向上に多大の貢献をした最初の人びとのうちに数えられている地域も少なくありません。ここではシャルル・ド・フーコー師のことを例にあげればじゅうぶんでしょう。師はその愛徳のゆえに文字通り「すべての人びとの兄弟」と呼ばれるにふさわしい人でした。そして貴重なトワレグ語の辞書を編纂したのです。わたしは、このようなキリストへの愛に駆られて働きながら、今日あまりにも忘れ去られていることの多い先駆者たちと、かれらの模範に励まされて後を継ぎ、今もなお人びとに温い無償の奉仕を捧げて福音を宣べつたえ続けている人びとを大いに讃えたいと思います。

---

<sup>11</sup> ルカ 7・22 参照

## 教会と世界

13 しかし今後は、このような地域的あるいは個人的な働きではもはやじゅうぶんに事にあたることはできません。世界の現状は、経済的、社会的、文化的、精神的すべての局面についての明確な見通しに立脚した、すべての人による協同作業を必要としているのです。さてキリストの教会は、国家の行なう政治的なことがらにはまったく関与しませんが、人間の問題については深い関心をもって、『ただひとつのこと』を望んでいます。『すなわち、真理を証明するために（ヨハネ 18・37 参照）、さばくためではなく救うために、仕えられるためではなく仕えるために（ヨハネ 10・3、マタイ 20.28、マル.10.45 参照）世に来られたキリストご自身の仕事を慰め主なる聖霊の導きのもとに続けること<sup>12</sup>』を望んでいるのです。教会は、すでにこの世にも天の国を打ち立てるために設けられたのであり、地上の政権を手に入れるために設けられたものではありません。それゆえ、教会は、教権と俗権が区別されており、それぞれの領域で最高の権能を有していることをはっきりと認めています<sup>13</sup>。しかしながら、教会も歴史のうちに生きるものですから、「時のしるしを探究して、福音の光のもとにそれを解明する<sup>14</sup>」使命をもっています。それで、教会は、人びとの良き望みを共に望み、またその望みがしばしば裏切られることを見て心を痛めながら、かれらがじゅうぶんな進歩を遂げるように助けたいと望んでいます。このようなわけで、教会は自分だけがもっている固有のもの、あの総括的な人間観を人びとに示すのであります。

## 進歩についてのキリスト教的見方

14 進歩はたんなる経済的發展に還元されるものではありません。本当の進歩とは全体的なもの、すなわち個人としての人間全体、および人類全体を進歩向上させることであるはずで、このことについては、ある専門家が適切にも次のように言っています。「われわれは経済的なものを人間性から引き離し、進歩をそれがくり込まれている文明と分離することに賛成できない。われわれにとって大切なのは人間なのだ。ひとりひとりの人間、その人間の集団、そして人類全体なのだ<sup>15</sup>」と。

## 進歩発展への召命

15 神のご計画によって、人間はそれぞれ自分を進歩発展させるように召されています。というのは、それぞれの人生が神によって定められたなんらかの使命をもっているからです。それですでに誕生の時から、すべての人に将来発展させるべき能力と資質の種子があたえられています。これらの能力や資質を、環境や個人的な努力を通じて受けた教育の成果として発展させることによって、人間は造り主に定められたそれぞれの人生の目的へ向かって進むことができます。理性と自由意志を与えられている人間は、自分を進歩発展させることにも、自分の救いと同様に責任があるのです。人間はそれぞれ自分を教育し、自分を取り巻く人びとに助けられ、あるいは時として妨げられて行きますが、その影響がどのようなものであろうとも、自分の成功と失敗は自分自身が主となって作り出すということに変わりはありません。つまり各人は、自分の理性と意志をよく用いるこ

<sup>12</sup> 第2バチカン公会議「現代世界憲章」（ガウディウム・エト・スペース）3番、使徒座公報 58巻、1966年、1026ページ参照

<sup>13</sup> レオ13世回章「インモルターレ・デイ」、レオ13世公文書公報 5巻、1885年、127ページ参照

<sup>14</sup> 第2バチカン公会議「現代世界憲章」（ガウディウム・エト・スペース）4番、使徒座公報 58巻、1966年、1027ページ参照

<sup>15</sup> L・J・ルブレ著、「Dynamique concrète du développement」、（パリ、1961年、Les Editions ouvrières、「Économie et Humanisme」叢書、28ページ参照

とによって、はじめて人間として成長し、より価値のある存在となり、自分を完成させることができるのです。

### 個人的使命

16 しかしこの自分を進歩発展させるかどうかということは、まったく個人の自由にまかされているわけではありません。被造物はすべてその造り主に秩序づけられているのですから、人間も被造物たるにふさわしく、その全生活を真理の源にして最高の善たる神に秩序づけねばなりません。それゆえこの人間的な進歩発展は、わたしたちの義務の総括であります。人が自分に課せられた責任に応じて努力を重ねることによって、豊かになり調和あるものとなった人間本性は、その限界をこえていっそう高い完成へと召されて行きます。こうして人間は、生命の源であるキリストと一致し、新しい生命発展の段階、すなわち人間本性を越えて、しかもまたそれに最高の完成をあたえるヒューマニズムの次元に到達するのです。そしてこれこそ個人の進歩の究極目的であります。

### 共同体的使命

17 しかし個人はまた社会の一員でもあります。したがって全人類に帰属しています。それでこの進歩の完成へ召されているのは、だれかれという特定の個人ではなく、すべての人間なのです。個々の文明は生まれ、発展し、死んで行きます。しかし満ち潮に乗った海の波が少しずつでも岸辺を浸して上ってくるように、人類も歴史の道を通って前進して行くのです。わたしたちは、過ぎ去った世代の後継者、また同時代に生きる仲間たちの働きの成果を利用している者として、すべての人から恩義を受けています。ですから、わたしたちの後にやってきて人間家族を大きくする者たちについても、無関心ではられません。全人類が結び合っているということはひとつの事実であり、わたしたちに利益をもたらしますが、同時にそこから義務も生まれてくるのです。

### 価値の順位

18 ところでこの人間の個人的共同体的発展は、もし正しい価値の順位がふさわしく評価されないならば、損われてしまうでしょう。もちろん必要なものを得たいという望みは正当なものですし、それを得るために働くことは義務であります。「もし働きたくないのなら、その人は食べてはならない<sup>16</sup>」のです。しかし地上の富への望みは人間を貧欲へ、常にもっと多くの富を持ちたいという望みと、もっと多くの権力を得たいという誘惑へ導く可能性ももっています。しかもこの個人の、家族のあるいは国家の貧欲は、持てる人びとばかりでなく持たざる人びとさえもそのとりこにすることができます。こうしてお互いの中に、血も涙もない唯物主義が生まれるのです。

### 進歩のもつプラスとマイナス

19 より多くの富をもつということは、個人にとっても、民族にとっても、最終の目的ではありません。進歩はすべて両義的なものです。進歩は人間性向上のためになくはならぬものですが、それが最高善とされると、ちょうど牢獄に閉じ込めるように人間をとりこにしてしまい、先の見通しをきかなくしてしまいます。こうして心は頑なになり、精神は閉じてしまい、人びとは友情よりも利益を動機として集まるようになります。しかし利益はすぐに人びとを対立させ、ばらばらにしてしまいます。したがってただ所有することだけを求めるのは、人がより価値のある存在となること

---

<sup>16</sup> テサロニケ後 3・10

を妨げるばかりでなく、人間存在の真の偉大さに相対立するものです。個人にとっても国家にとっても、貧欲にとりつかれているということは、道徳的には進歩していないことを示す何よりも良い証拠です。

### より人間的な条件へ向かって

20 さて、もしいっそう進歩するために、いっそう多くの技術者が要求されるのならば、それ以上にいっそう多くの深い思索を行なう英知ある人たちが、すなわち現代人に愛と友情、祈りと瞑想のすぐれた価値をさとらせ、自己を再発見させるような新しいヒューマニズムを探求する英知ある人たちも必要であります<sup>17</sup>。こうしてはじめて本当の意味の進歩が完成されましょう。本当の意味の進歩とは、個人にとっても全人類にとっても、人間にとってよりふさわしくない条件から、よりふさわしい条件へ移行することだからです。

### 追及すべき理想

21 ところで、人間にとってよりふさわしくない条件とは何を指すのでしょうか。第一に、生命を維持するに必要な最低限のものを欠いている人びとの物質的な欠乏、および利己主義に毒されている人びとの道徳的な欠陥があげられます。第二には、私有権あるいは権力の乱用、労働者の搾取、不正な取引に由来する圧制的な機構制度があります。それに対してよりふさわしい条件とは何を指すのでしょうか。まず、貧困から解放されて生活に必要なものの獲得へと進むこと、社会悪の根絶、知識の増大、そして文化の獲得を意味します。次に、他人の尊厳に対するふさわしい評価、貧しさの精神を求め心<sup>18</sup>、共同福祉増進のための協力、平和への望みがあります。さらに、人間として最高の善とその源であり終極である神を把握することもそうです。最後に、そしてもっともふさわしい条件とは、人間の善意によって受け入れられる神のおくり物であるあの信仰と、万人の父である生ける神へ子としてあずかるように、わたくしたちすべてを呼ばれるキリストの愛を受けた人々の一致を指すのです。

## 3 いくつかの勧め

### すべての人のためにある財貨

22 わたしたちはすでに聖書の第 1 ページで「地に満てよ、そして地を従わせよ<sup>19</sup>」という語句に出会います。すなわち、聖書はこのような語句をもって、世界にあるすべてのものは人間のために造られており、人間にはそれを賢明に利用し、さらに労働によってそれを自分に役立たせ、そのものもつ使命をまっとうさせるべき務めがゆだねられていることを、わたしたちに教えています。ところで、もし地が人間のひとりひとりに、生きるために必要なものと進歩のための手段を与える目的で造られたものならば、どのような人間でも自分に必要なものを地に見出す権利があることとなります。第 2 バチカン公会議はこのことを想起して、次のように言っています。「神は地とそこ

---

<sup>17</sup> たとえば「Rencontre des cultures. d l'U. N. E. S. C. O. sous le signe du Concile oecuménique Vatican II」（パリ、Mame、1966 年）所載の、J・マリタン著「Les conditions spirituelles du progrès et de la paix」66 ページ参照

<sup>18</sup> マタイ 5・3 参照

<sup>19</sup> 創世 1・28

に含まれるあらゆる物をすべての人と民族の使用に指定した。したがって被造物は、愛を伴う正義にもとづいて、公正にすべての人に豊富に行きわたらなければならない<sup>20</sup>。」その他の権利はすべて、私有権や取引の自由を含めてどのような権利でも、この自分に必要なものを地に見出す権利の下位に立つものであります。下位の諸権利は、この上位の権利を妨げてはならないばかりでなく、むしろかえってその権利のじゅうぶんな実現を助長するようなものでなければなりません。こうしてこれら下位の諸権利をその本来の秩序に戻すことは、重大かつ緊急な社会的義務であります。

## 私有権

23 「世の宝をもちながら、兄弟の乏しさを見てあわれみの心を閉じる人の中に、どうして神の愛が住もうか<sup>21</sup>。」また周知の通り、教父たちも富めるものが貧しい人びとに対してどのような態度をとらなければならないか、非常にはっきりと教えています。聖アンブロジウスはこう言っています。「あなたが貧しい人にほどこしをするときには、あなたのものを与えているのではない。貧しい人のものをかれに返しているのである。なぜなら、すべての人がともに使用するようには与えているものを、あなたはひとり占めしているからである。地はすべての人のものであり、決して富める者だけのものではない<sup>22</sup>。」つまり私有財産権は、誰にとっても無条件で絶対的な権利ではないと言っているのです。他の人びとが必要なものを欠いているというのに、自分の必要を満たす以上の財貨まで自分だけのために取っておくことは誰にも許されていません。一言で言えば、「教会の教父や神学者たちの伝統的な教えによると、私有財産権は決して公共の福祉を犠牲にしてまで使用されてはならない」のです。もし「既得の私有権と社会の生存に必要な本源的な要求との間に」衝突がおこるならば、公権は「個人と社会集団の積極的な協力を得て、この問題を解決するように<sup>23</sup>」しなければなりません。

## 収益の使用

24 したがって、もし広大な私有地が存在していて、ほとんど見るべき開発もなされず、しかもそのために土地の人びとが貧困に苦しみ、国家の利益にも大きな害をもたらして、国家全体の繁栄に障害となっている場合には、共通善のためにしばしばその土地の収用が行なわれなければなりません。第2バチカン公会議もこのことをはっきりと認めて<sup>24</sup>、私有地より得られる収益は決して個人の気ままな自由にまかせられてはならないこと、利己的な投機は禁止さるべきことをきわめて明瞭に教えています。ですから自国の資源や国民の労働により多額の収益を受けるものが、自分だけの利益のために収益の大部分を外国に持ち出して、祖国に対して明らかに損害をあたえている事実をかえりみない態度は許されません<sup>25</sup>。

---

<sup>20</sup> 第2バチカン公会議「現代世界憲章」（ガウディウム・エト・スペース）69番、使徒座公報58巻、1966年、1090ページ

<sup>21</sup> 1ヨハネ3・17

<sup>22</sup> De Nabuthe 12章53巻、PL、14—747。なおJ・R・パラック著《Saint Ambroise et l'Empire romain》、Paris, de Boccard, 1933年、336ページ以下を参照

<sup>23</sup> ブレスト市におけるカトリック社会生活研究者の集会あて書簡「カルディナリス・ア・ブプリチス・エクレジエ・ネゴティイス」（《L'homme et la révolution urbaine》 Lyon, Chronique sociale, 1965年、8-9ページ所載）参照

<sup>24</sup> 第2バチカン公会議「現代世界憲章」（ガウディウム・エト・スペース）71番、使徒座公報58巻、1966年、1093ページ

<sup>25</sup> 同65番、1086ページ参照

## 工業化にともなう諸問題

25 工業の導入は経済的発展と人間的進歩のために必要なことであり、進歩の指標、また要因となるものです。人間は自分の知的能力と労働力を賢明に利用して、自然からその隠れた力を少しずつ取り出し、その富のもっと有効な用途を考案します。それによって、人間は自分の習性を訓練し、それと同時に、自分のうちに研究心と発明心、予測された危険の受容力、企画の際の大胆さ、実行力、責任感を育てて行きます。

## 自由資本主義の問題

26 しかし不幸なことに、ひとつの主義が社会の新しい条件を足場にして立ち立てられました。それによると、利益が経済的進歩の本質的動因であり、競争は経済の最高法則であり、生産物の私有権は絶対的権利とされ、これに対応する社会的制限も義務もないものと考えられていました。この無制限の自由主義は、ピオ 11 世によって適切にも「国際金融資本による帝国主義」の温床<sup>26</sup>と批難された独占支配へと発展して行きました。このような乱用は何度批難してもそれでありということはありません。なぜなら経済は人間に奉仕するためにあるものだからです<sup>27</sup>。わたしはこのことを、もう一度厳粛に指摘しておきたいと思います。しかしながら、ある種の資本主義が、このように現在にまでまだ影響を及ぼしているあまりにも多くの苦しみや不正義、さらに同朋を殺し合う闘争の源泉であったことは事実ですが、だからといって、工業化それ自体に、それにともなっていたまわしい主義に由来する諸々の悪の責任を負わせるのは間違っています。逆に組織労働と、工業の発展が進歩にあたえたかけがえのない貢献をじゅうぶんに認めなければなりません。

## 労働

27 同時に、ときとして労働を極端に神聖視する考え方にひかれる人びとがいるとしても、労働が神によって望まれ、祝福されたものであることには変わりはありません。神にかたどって造られたものとして「人間は全被造物の完成のために造り主と協力して働かねばならない。そしてかれ自身が受けた精神を今度は地に刻みつけねばならない<sup>28</sup>」のです。神が人間に知的能力と創造力と感受性を恵まれたということは、これによって神がおはじめになったわざをいわば人間が完成するための手段をあたえられたということにほかなりません。つまり、芸術家であれ技術家であれ、また企業家、労働者あるいは農民であれ、すべて働く者は、ある意味で創造のわざを行なうのです。働く人間は、かれに抵抗する素材に働きかけ、それにかれのしるしを刻み込みます。そしてこの働きの中に粘り強さと技巧と発明心とを勝ち得るのです。その上さらに、希望と苦しみ、抱負と喜びを共にわかち合って生きる働きの生活を通して、人びとの意志はひとつになり、精神はふれ合い、心は融け合うのです。こうして働くことによって、人びとはお互いが兄弟であることを発見するのです<sup>29</sup>。

<sup>26</sup> ピオ 11 世回章「クアドラジェジモ・アンノ」、使徒座公報 23 巻、1931 年、212 ページ

<sup>27</sup> たとえば、コーリン・クラーク著、「The conditions of economic progress」(第 3 版) London, Macmillan & Co., New York, St-Martin's Press, 1960, p. 3-6.

1960 年、3-6 ページ参照

<sup>28</sup> ブレスト市におけるカトリック社会生活研究者の集合あて書簡「カルディナリス・ア・プブリチス・エクレジエ・ネゴティイス」(《Le Travail et les travailleurs dans la société contemporaine》Lyon, Chronique sociale, 1965 年、6 ページ所載) 参照

<sup>29</sup> たとえば、M・D・シュニユ著、《Pour une théologie du travail》Paris, Éditions du Seuil, 1955 年

## 労働のもつ両義性

28 労働もおそらく両義的なものと言うことができます。なぜなら労働は、一方では金と快楽と権力を約束し、ある者を利己主義にまた他のものを反抗へと導きますが、他方ではその同じ労働が、職業人としての自覚と義務感と隣人愛とを発達させるからです。労働は科学性と組織化の度合を高めて行く反面、労働者を奴隷にし、その人間性を奪ってしまう恐れもあります。というのは、労働が人間の理性と自由にもとづくものでないかぎり、人間的な労働とは言えないからです。ヨハネ 23 世は、労働者をして共同の事業に実際に参与させることによって、かれに本来の尊厳を返してやるのが現在何よりもさし迫って必要であることを力説しておられます。「企業をして一個の人間の共同体たらしめ、その共同体的精神が企業の構成員各員の関係、機能責務に一貫して流れるように努力しなければならない<sup>30</sup>。」しかもキリスト者にとって、人間の労働は、あの超自然的世界の<sup>31</sup> — 聖パウロが「みちみちたキリストの背丈にいたる<sup>32</sup>」といった完全な人間をわたくしたちがみなともに形成するようになるまでは未完成なあの超自然的世界の創造に協力するという使命をもっているのです。

## なすべき緊急な仕事

29 わたしたちは急がなければなりません。苦しむ人はあまりにも多いし、進歩する人びとと、停滞しさらに退歩して行く人びととを引き離す距離は大きくなる一方だからです。しかしなすべき仕事は調和をとって、必要な均衡をこわさないようにして推し進められねばなりません。じゅうぶんな配慮なしに行なわれた農業改革では、その目的を失することがあります。あまり急ぎすぎた工業化では、まだ必要な機構制度まで破壊し、かえって人間性の後退を招くような社会的貧困の原因となる恐れがあります。

## 暴力への誘惑

30 たしかに天に向かって叫びをあげるほど不正義な状況が存在しています。すべての住民が生活に必要なものを奪われて、自分の発意と責任にもとづいて働くことも、文化的進歩や社会的、政治的生活へ参与する可能性もまったく望めないような隷属状態の中で生活していると、この人間の尊厳にたいする不当な侵害を暴力によって排除したいという誘惑が大きくなります。

## 革命

31 しかし周知の通り、革命的暴動も、誰の目にも明らかな圧制が長く続いていて、個人の基本的権利がはなはだしく侵され、国家の共通善もあやうくされるほどそこなわれているような場合を除けば、かえって新しい不正義を生み、新しい不均衡と破壊を導入します。誰でも現実の悪とたたかうことによって、いっそう大きな不幸を招いてはなりません。

## 改革

---

### 参照

<sup>30</sup> ヨハネ 23 世回章「マーテル・エト・マジストラ」、使徒座公報 53 巻、1961 年、423 ページ

<sup>31</sup> たとえば、O・フォン・ネルブロイニング著《Wirtschaft und Gesellschaft》vol. I: Grundfragen, Freiburg, Herder, 1956 年、183-184 ページ参照

<sup>32</sup> エフェゾ 4・13

32 でもみなさんは、わたしの考えを誤解しないでください。現在の状況にたいしては勇敢にこれと取り組み、それが内包している不正義とたたかい、これを打ち負かさねばなりません。進歩のためには大胆で、真に革新的な改革を必要とします。さし迫って改革を必要とすることについては、遅滞なく手段が講ぜられるべきです。各人はこの改革事業におしみなく協力しなければなりません。このことは特に、受けた教育、置かれた状況、もっている権能によって改革事業に大いに貢献できる行動のとれる人びとにたいして要求されます。このような人びとは、たとえば数人の司教たちがしたように、自分の財産を改革事業のために使ったりして、模範を示すべきでしょう<sup>33</sup>。こうしてかれらは人々の期待に応え、さらに神の霊に忠実に従うことができます。なぜなら「福音の酵母は、人間の心の中に尊厳にたいする押さえることのできない要求を起こさせ、また起こさせる<sup>34</sup>」からです。

### 実施計画と計画化

33 個人的な発意とたんなる競争の結果に期待するだけでは、進歩の成功はおぼつかなくなります。富める者の富と強いものの権力をさらに増加させる一方では、貧しい者の貧困を固定化し、圧制の下にある者の隷属状態をいっそうひどくするようなことをしてはなりません。ですから、個人と中間的諸団体の活動を「激励し、刺激し、秩序づけ、補い、そして完成へと導くため<sup>35</sup>」に、計画をたてる必要があります。すなわち、追求すべき目的と、達成すべき目標と、そこに至るための手段を選び、必要ならばこれを義務として課すことは、公権の権限に属します。またこの共同の行動の中に結集されたすべての力を刺激することも、公権の仕事であります。しかし公権はこの仕事に、個人の発意にもとづいた働きと中間的諸団体とを結びつけて協力させるように配慮しなければなりません。こうすることによって、個人の基本的権利の行使を不可能にし、自由を否定するような画一的な集産化、あるいは恣意的な計画化を避けることができるでしょう。

### 人間への奉仕のために

34 それというのも、すべて生産向上のために作製された計画というものは、結局人間への奉仕に役立つものでなければ存在理由をもち得ないからです。計画は不平等を少なくし、差別とたたかい、人間を種々の隷属状態から解放し、人間が自分で自分の物質的福祉と精神的進歩と霊的発展のために責任をもって配慮し得る存在となれるような能力をあたえるためにあるのです。つまり進歩とは、社会的向上と経済的発展の両方を等しく考慮することにほかなりません。したがって共同の財貨が平等に分配されるようにその増産をはかるだけでは不じゅうぶんであります。また大自然をもっと人間が住むに適するようにするために技術を開発するだけではたりません。進歩に先行した諸国の失敗が、いま進歩の途上にある諸国にとって、この問題に関しどのような危険をさけねばならないかを教える手引きとして参考にされるべきです。明日の技術主義（テクノクラシー）は、昨日の自由主義と勝るとも劣らぬほどの、恐ろしい悪を生む可能性を秘めているのです。経済と技術は、それらが奉仕すべき人間によってはじめて意義あるものとなります。そして人間は自分の行動の主人およびその行動の価値の判断者として、みずから自分の進歩を推し進める者となる度合に応じて、

<sup>33</sup>たとえば、タルカ（チリ）司教、CELAM 議長 M・L・エラスリス師の司牧書簡「デ・チヴィリ・プログレッシブ・エト・デ・パーチェ」Paris, Pax Christi, 1965 年、参照

<sup>34</sup> 第 2 バチカン公会議「現代世界憲章」（ガウディウム・エト・スペース）26 番、使徒座公報 58 巻、1966 年、1046 ページ参照

<sup>35</sup> ヨハネニ 3 世回章「マーテル・エト・マジストラ」、使徒座公報 53 巻、1961 年、414 ページ

はじめて真に人間と言えるのです。しかもこの進歩は、造り主によってあたえられ、そこにひそむ可能性と要請を自由に引き受けて開発しようとしている自然と、調和したものでなければなりません。

### 初等教育の普及

35 経済的発展は何よりもまず社会的向上に依存しています。したがって初等教育が開発計画のまず最初に来るべき目標であることは誰も認めることでしょう。教育の欠除は食糧の欠乏と同様好ましくないものであります。文盲者とは栄養のたりない精神を意味します。読み書きができて職業的素養を身につけられるということは、自信を取り戻し、自分が他人といっしょに進歩できると気付くことを意味します。わたしが先に 1965 年テヘランにおけるユネスコの会議にあてた書簡で申しのべましたように、読み・書きの普及こそは、人間にとって「その人格的な成長と社会的な統合のためにもっとも本源的な要因であり、また社会にとっても経済的な発展と進歩のためにもっとも効果的な手段であります<sup>36</sup>。」ところでこの問題に関しては、個人の働き、あるいは政府や国際機関の努力により大きな成果があがっていることをわたしは喜んでいますが、この事業にたずさわっている人びとは、進歩のために働く尖兵であります。なぜなら、かれらの働きのおかげで人は自分の力で進歩する能力を身につけることができるからです。

### 家庭

36 しかし人間は社会という場ではじめて真に人間となることができるのであります。そして家庭は、この社会という場で本源的な役割を果たしています。この家庭の役割が、ある時代ある場所では、あまりに発揮されすぎて、個人の基本的自由が犠牲になったこともあったでしょう。進歩の途上にある諸国の古い社会的枠は、しばしばあまりにも弾力性がなく、適切な組織に欠けたものではありませんが、それでもまだ当分の間はこれを利用しなければなりません。もっともそのあまりにも強すぎる力は、しだいに弱めて行くべきです。しかし通常の家 — 神がご計画になり<sup>37</sup>、キリスト教が聖なるものとする一夫一婦制の永続的な家庭は、「種々の世代が集まって、英知を深め、個人の権利を社会生活の種々の要請と調和させるように互いに助け合う所<sup>38</sup>」としてとどめなければなりません。

### 人口計画

37 加速的な人口の増加が進歩の問題をいっそう困難なものにしている場合がきわめて多いのは事実であります。人口の規模が獲得可能な資源よりもっと急速に増大するので、人びとは一種の袋小路に閉じこめられたような気がしています。そこで人口の増加を過激な手段を講じて押さえようとする誘惑が大きくなっています。公権はこの問題に、その権限の範囲内で、適切な広報活動を行ない、適当な手段を用いて介入することができます。しかしそれらの手段とは、道徳法の要請にかなない、夫婦の正当な自由を尊重するような手段でなければなりません。結婚と産児という侵すべからざる権利を欠いては、もはや人間の尊厳は存在しなくなります。そこで子供の数については、最終

<sup>36</sup> オッセルバトーレ・ロマーノ紙、1965 年 9 月 21 日号、または、《Documentation catholique》(Paris) 62 巻、1965 年、1674-1675 ページ参照

<sup>37</sup> マタイ 19・6 参照

<sup>38</sup> 第 2 バチカン公会議「現代世界憲章」(ガウディウム・エト・スペース) 52 番、使徒座公報 58 巻、1966 年、1073 ページ

的には両親が、すべてを考慮に入れた上で、決定しなければなりません。すなわち、神のみ前に立って、自分たち夫婦とこれまでに生んだ子供たち、さらに属している共同体にたいする責任を考慮し、しかも権威をもって正しく解釈された神の法によって照らされ神への信頼によって支えられた良心の要請にしたがって<sup>39</sup>、決定しなければなりません。

### 職能的諸団体

38 進歩の事業を推進するにあたって、家庭の中にその本源的な生活の場を見出す人間は、しばしば種々の職能的団体の助力を受けます。さてこれら職能的団体の存在理由が団体構成員各人の利益を増進させることにあるのならば、これらの団体の責任は、その成し遂げることが可能であり、義務でもある教育的任務のゆえに、大きいものがあります。これらの団体は、それが提供する知識と教育を通して、すべての人に共通善と、それにもとづいて生じ、各人が負うべき義務を教えるために、多くの貢献をすることができましょう。

### 合法的な多元主義

39 社会活動はすべてあるひとつの学説と密接なつながりをもっています。キリスト者ならば、人生をその究極目的との関連で考える宗教的精神を尊ばず、人間の自由も尊厳も軽んずる唯物論的、無神論的哲学を前提とした学説を受け入れることはできないでしょう。しかしこれらの価値がそこなわれないのならば、職能的団体や労働組合が多数存在することは許されることであります。しかも、もしこれらの団体によって自由が育成され、良い意味での競争関係が生まれるならば、ある点では有用であるとさえ言えましょう。ですから、わたしは、これら団体に加盟して兄弟たちにたいする私心のない奉仕に没頭している人びとを心から讃えたいと思います。

### 文化的進歩の推進

40 職能団体のほかに、文化的機関もまた活動しております。このような機関の役割も、進歩を成功へ導くために決して小さいものではありません。「もっと英知のある人びとが出て来るのでなければ、世界の将来は危険である」と第2バチカン公会議も認めています。そしてさらにつけ加えて、「経済的に貧しくても英知に富んでいる国は、他の国に大きな福祉を提供することができる<sup>40</sup>」と指摘しています。富める国も貧しい国も、それぞれ先祖より受け継いだ文明を — 物的生活のために必要な機関と精神生活のより高度な、すなわち芸術的、知的、宗教的表現形式を所有しています。後者が真の人的価値を持つものであるならば、前者のためにそれを犠牲にするのは重大な誤りでしょう。このような犠牲に同意する民族は、それによって自分たちのもっている価値のうちで一番良いものを失うわけであり、生きるために生きがいを犠牲にしてしまうようなものです。キリストの教えは、民族にたいしてもあてはまるものです。「もし全世界をもうけても、自分のたましいを失ったら、人にとって何の利益があろう<sup>41</sup>。」

### 物質主義への誘惑

41 貧しい民族は、富める民族からやって来るこのような誘惑に対して、どんなに警戒しても過ぎ

<sup>39</sup> 同 50-51 番および注 14、1070-1073 ページ参照。ならびに、87 番、1110 ページも参照

<sup>40</sup> 同 40 番、1036 ページ参照

<sup>41</sup> マタイ 16・26

るということはありません。富める民族は、あまりにもしばしば、自分たちの技術文明や文化の成功を例として、かれらが主として物質的繁栄を勝ち得るために用いた活動様式をモデルとして押しつけてきます。もちろん、物質的繁栄が精神の活動を封じてしまうというわけではありません。それどころか反対に、物質的繁栄によって、人間精神は「事物の奴隷である状態からさらに解放され、創造主の礼拝と観想とに、いっそう高められることができる<sup>42)</sup>」のです。しかしそれにもかかわらず、「現代文明は、その本質からではないが、あまりにも、地上のことがらに夢中であるために、しばしば神への接近をいっそう困難ならしめている<sup>43)</sup>」のであります。したがって進歩の途上にある諸民族は、自分たちに提示されたことがらの中から選ぶことを知らねばなりません。人間の理想を低める方向へ導くような誤まった価値を批判して退け、健全で有益な価値だけを受け入れて、それを自分たちの所有している価値とともに、自分たち固有の素質にしたがって発展させねばなりません。

### 全人間的ヒューマニズムを目指して

42 発展向上すべきものは、人間のすべての次元にかかわるヒューマニズムであります<sup>44)</sup>。そしてこのようなヒューマニズムとは、人間全体とすべての人々の各次元における進歩以外の何物でもありません。精神の諸価値とその源である神を拒否した閉じたヒューマニズムが一時は勝利を占めることもできましょう。もちろん、人間は神のことを考えないでも地上の生活の組織をうち立てることができます。しかし「神のことを考えないなら、人間は結局のところ自分に逆らう組織を地に作ってしまうだけである。人間だけに閉じこもったヒューマニズムは非人間的なヒューマニズムなのだ<sup>45)</sup>。」それゆえ、人間生活に真の理想をあたえる自己の使命を自覚した、絶対者に開かれたヒューマニズムにおいて、他に真の意味でのヒューマニズムは存在しません。人間は価値の究極的規範であるどころか、自己を超えなければ自己を実現することのできない存在なのです。パスカルが適切にも言ったことばに従うと、「人間は人間を無限に越えるものである<sup>46)</sup>」のです。

## 第2部 人類の連带的進歩のために

### 序説

43 個人のあらゆる次元での進歩は、人類の連帯精神にもとづいた進歩と軌を一にしたものでなければなりません。このことについて、私はボンベイで次のように話しました。「個人は個人同士、国家は国家同士、兄弟として、また神の子として出会わなければなりません。私たちは、このような相互の理解と友情の中で、そしてこの聖なる交わりの中で、人類共通の未来をともに建設する仕

<sup>42)</sup> 第2 パチカン公会議「現代世界憲章」（ガウディウム・エト・スペース）57 番、使徒座公報、1966 年、1078 ページ

<sup>43)</sup> 同 19 番、1039 ページ

<sup>44)</sup> たとえば、J.マリタン著《L'Humanisme intégral》Paris, Aubier, 1936 年参照

<sup>45)</sup> H・ド・リュバック著《Le Drame de l'humanisme athée》（第3版）Paris, Spes, 1945 年、10 ページ

<sup>46)</sup> パンセ、434（ブランシュヴィック版）、さらに M・ズンデル著《L'Homme passe l'homme》, Le Caire, Editions du Lien, 1944 年参照

事にとりかからねばなりません<sup>47</sup>。」さらに、私は、役に立つ資源を共同で用い、それによってすべての国家間に真の交わりが生み出されるようにするため、組織作りと協力の具体的で実践的な方法を探し求めるようにすすめました。

## 兄弟である諸民族

44 この責任は、まず恵まれた条件にある諸国が負わなければなりません。これらの諸国の責務は、人は人間的にも超自然的にも兄弟であるということに根ざしています。そして、その責務は 3 つの面をもっています。第一の面は、連帯性の義務です。富める国は、進歩の途上にある国を助けなければなりません。第 2 の面は、社会正義の義務です。強い民族と弱い民族との間の不平等な商引関係を、正しい姿に戻さなければなりません。第 3 の面は、普遍的愛徳の義務であります。すべての人のために、世界をもっと人間にふさわしいものとしなければなりません。すべての人が等しく与え、等しく受け、他人を犠牲にして自分だけが進歩することのない世界にしなければなりません。この問題は、世界文明の未来がのしかかっている緊急事であります。

## 1 弱き者に援助の手を

### 飢餓とのたたかい

45 聖ヤコブは、「ある兄弟や姉妹が、裸で、今日の食物さえないとき、あなたがたのうちのだれかが、『心安らかに行け、温まって、じゅうぶん食べよ』と行って、そして体に必要なものを何も与えなかったら、それが何の役に立つだろう<sup>48</sup>」と語っています。今日、諸大陸のすべての所で、おびただしい数の男女が飢えにさいなまれ、無数の子どもたちが栄養の不足に悩んでいることを、無視できる人はひとりもいないでしょう。そのために多くの人びとが年若くして死んで行き、あるいは体力の増強と能力の開発に遅れをとっています。こうして、これらの地域は失意のどん底に落ちざるをえなくなっています。

### 今日のたたかいの状況

46 このことに関して、歴代の諸教皇は、憂慮に満ちた訴えを何回となくくり返してこられました。そしてヨハネ 23 世の訴えは暖かく歓迎されました<sup>49</sup>。私もまた、1963 年のクリスマス・メッセージ<sup>50</sup>や、あるいは 1966 年のインド救済を呼びかけたメッセージ<sup>51</sup>で、同じ訴えをくり返してきました。国際連合食糧農業委員会 (F・A・O) によって着手された飢餓とのたたかいは、聖座もこれを応援していますが、これまで熱心に続けられています。私たちの「カリタス・インテルナツィオナリス」も世界各地で活躍しています。多くのカトリック信者たちは、司教たちの励ましに従って、

---

<sup>47</sup> 1964 年 12 月 3 日、パウロ 6 世ボンベイ訪問の際の演説、使徒座公報 57 巻、1965 年、132 ページ参照

<sup>48</sup> ヤコブ 2・15-16

<sup>49</sup> ヨハネ 23 世回章「マーテル・エト・マジストラ」、使徒座公報 53 巻、1961 年、440 ページ以下を参照

<sup>50</sup> 1963 年度クリスマスに際してのパウロ 6 世のラジオ放送、使徒座公報 56 巻、1964 年、57-58 ページ参照

<sup>51</sup> 「パウロ 6 世回章・演説集」(Encicliche e Discorsi di Paolo VI) 第 9 巻、ed. Paoline, ローマ、1966 年、132-136 ページ参照

不足している人びとを助けるために財物を惜しみなく出資し、隣人の環をしだいに拡大しています

### 将来の目標

47 しかし、このような努力も、またすでに行なわれた公私の投資や、贈与、貸付のすべてを合わせても、まだじゅうぶんではありません。飢餓を排除し、貧困を和らげることだけが問題ではないからです。貧困とのたたかいは、一刻の猶予も許されぬ必要事ではありますが、それだけでじゅうぶんではありません。むしろ、すべての人が種族、宗教、国籍の別なくじゅうぶんに人間らしい生活を送れるような世界、そして他人や自然によって負わされている隷属状態から解放された世界を建設することが、目標とされなければなりません<sup>52</sup>。つまり、自由ということばが空虚なものでない世界、貧しいラザロも富める者とともに食卓につくことができる世界が、目標とされなければなりません。このことは、富める者にたいして、ひとかたならぬ心の広さと多くの犠牲、さらに絶え間のない努力を要請します。各人それぞれの良心の声に耳をかたむけてみましょう。現代のために新しい要請をかかげている良心の声に、貧しい人びとのために計画された仕事や事業に、財政的援助をする用意ができていますでしょうか。公権が進歩のための努力を強力に推し進めることができるように、今までより高い税金を納める心構えができていますでしょうか。生産者がもっと正当に報われるように、輸入品により高い金を支払う用意があるでしょうか。あるいは、もし必要があり、かつ若い人なら、新興諸国を助けるために自分の国を離れる準備ができていますでしょうか。

### 連帯性の義務

48 個人がもっている連帯性の義務は、同じく諸国民の間にもあるのです。「先進国は開発の途上にある国を援助する重大な義務をもっている<sup>53</sup>」。この公会議の教えが実行に移されなければなりません。神の恵みによって授かった賜物や自国民の労働の成果を享受する者が、まず第一にその国の民であるのは当然であります。だからといって、どんな国民でも自分たちだけのために自国の富をとっておくことを主張する権利はありません。それぞれの国がすべて、真に人間としてふさわしい生活水準に達するためばかりでなく、人類共通の連帯的進歩のためにも、より良いものを、より多く生産しなければならないのです。また先進諸国が、開発の遅れている諸国の増大する必要に応じて、それを満たすために自国の生産品の一部を贈与し、さらに知識と技術をもってこれらの諸国のために奉仕できるような教育者、工業技術者、専門技師、学者などを養成するのは、当然のことと考えられなければなりません。

### 剰余の富について

49 私はもう一度、富める諸国の財貨を貧しい諸国を助けるために用立てるべきだとくり返し申し上げます。むかし、もっと近い隣人たちを助けるにあたって有効だった規準は、今この地上のすべての貧しい人びとに適用されなければなりません。この規準に従うことから利益を得る者は、まず富める者自身であります。富める者がむさぼり続けるならば、その結果は、かれらの上に神の裁きと貧しき者の怒りをもたらし、何か予測できない事態を惹き起こすだけであります。現在の咲き誇っている文明が、もし利己主義に沈んだままならば、そのもっとも高い価値がそこなわれてし

<sup>52</sup> ルカ6・19-31 参照

<sup>53</sup> 第2バチカン公会議「現代世界憲章」（ガウディウム・エト・スペース）86番、使徒座公報58巻、1966年、1109ページ

まうでしょう。すなわち、もっと多く持ちたいという欲に駆られて、より良く存在したいという望みを犠牲にしてしまうのです。このような人びとには、ちょうど自分の土地に豊かな収穫があつて、その収穫物をどこの倉に収めたらよいか困った金持ちのたとえ話が当てはまります。「ところが、神は、その人に、『おろかな者よ、あなたの靈魂は、今晚よびもどされるのだ。すると、あなたのたくわえたものは誰のものになるのか』とおおせられた<sup>54</sup>。」

## 計画について

50 このような努力がじゅうぶんな効果をあげるためには、それが散発的で孤立したものであつてはなりません。ましてや、それらの努力が威信と権力のために対立し合うようなことがあつてはいけません。つまり状況は一致協力した計画的な努力を求めているのです。事実、計画的な努力は、個人の善意から出る偶然的な援助より、もっと効果的で、もっと良いものです。それは、前に述べたように、現在の必要事と将来の要請に応えるための慎重な研究、目的の確定、手段の選定、そしてその目的と手段のための力の結集を前提としています。さらにもっと重大なことは、その計画が経済的発展と社会的進歩の次元を超えるということです。つまり、それは、実現すべき仕事に意味と価値をあたえるのです。それは、世界を建設することによって、人間の価値を高めるのです。

## 世界基金創設の提唱

51 しかし、もっと前進する必要があります。私は、ボンベイで、世界の不幸な人びとに援助の手をさしのべるために、軍備に使われる費用の一部をさいて一大世界基金を設けるようにと提案しました<sup>55</sup>。直接貧困とのたたかひに妥当することは、進歩のためにも妥当します。ただ世界的な次元での協力だけが — 共同基金はその象徴であり、手段であります — 空しい対抗心に打ち勝ち、すべての民族の間に実り豊かで平和な対話を育成することができるのです。

## 世界基金がもたらすもの

52 今後も、二国あるいは多国間に協定が締結されることは、さしつかえないでしょう。すなわち、このような協定は、植民地時代の落し子である隷属と苦しみのかわりに、法的、政治的平等にもとづいた友好関係をもたらすものであります。しかし、これらの協定が、もし世界的な広がりをもつ協力計画の中に織り込まれるならば、協定がまき起こすあらゆる疑惑が排除されることでしょう。こうすることによって、協定に関する被援助国の不信は和らげられると思います。また、これにより、協定が、財政援助や技術援助を装って支配権の維持、獲得をもくろむ政治的圧迫あるいは経済的支配という、いわゆる新植民地主義の現われではないかとの不信も、少なくなるでしょう。

## 世界基金創設の緊急性について

53 その外に、このような基金のおかげで、恐怖と傲りの結果である種々の浪費を、容易に防ぐことができることに気付かない人はだれもいないでしょう。これほど多くの人びとが飢餓に苦しめられ、これほど多くの家族が貧困に悩んでいます。また、これほどたくさんの人びとが無学のままに放置され、学校らしい学校や病院らしい病院、あるいは住宅らしい住宅がまだ建てられていません。

---

<sup>54</sup> ルカ 12・20

<sup>55</sup> 1964年12月4日、パウロ6世の世界のジャーナリスト宛メッセージ、使徒座公報57巻、1965年、135ページ参照

それなのに、公私の浪費とか国家的、個人的虚栄からの出費とか、あるいは軍備競争に金を使い果たすということは、きわめてみにくいことでもあります。私は、それがいけないことだと声明する義務があることを痛切に感じています。あまり遅くならないうちに、責任ある人びとがわたしのことばに耳をかたむけてほしいのです。

### 対話を始めよ

54 つまり、私が最近の回章「エクレジアム・スアム」で切に希望を表明したように<sup>56</sup>、どうしてもすべての人びとの間で対話がなされなければなりません。援助をあたえる側とその恩恵にあずかる側との間に対話があれば、あたえる側の好意と能力によってばかりでなく、受ける側の真の必要性和受容能力をも考慮して、適当な援助をとり決めることができるでしょう。こうすれば進歩の途上にある国が負債を背負いこんで、その返済のために収益の大部分を費してしまう恐れはなくなるでしょう。利子と返済期限については、双方にとって負担になりすぎないように、贈与、無利子、低利貸付、あるいは返済期限の調整など、釣合をとって適当な方法をとることができるでしょう。財政的援助をあたえる人びとには、その資金が取り決められた計画に従って、見るべき効果を上げるように使用される保証がなされねばなりません。というのは、援助は、怠惰な者やいつも他人の世話を当てにする者を助けるためにあるのではないからです。そして援助を受ける国は、自国の政治に干渉されたり、社会機構をみだされたりすることがないように、要求することができます。援助を受ける国も、主権国家として、自分のことを自分で処理し、自分の政策を決定し、自分で選んだ社会機構の実現に向かって自由に進む権利があります。実現しなければならないのは、自発的な協力態勢、すなわち、おたがいに平等の尊厳を維持しつつ効果的に協力し合って、より人間的な世界を建設することなのです。

### 対話の必要性

55 このような仕事は、日々の糧の心配で家庭の全生活が満たされていて、もっと明かるい未来を準備できるような仕事のことなどどうも考える余裕もない地方では、不可能のように見えるかもしれません。しかし、まさにこのような家庭の人びとをこそ助けなければならないのです。このような家庭の人びとをこそ励まして、自力で自分たちの進歩のために働き、そのための手段をしいに獲得するように導かなければならないのです。この共同作業は、絶えず心を一つにした勇気ある努力がなければ、うまく行かないでしょう。しかし、この共同作業に貧しい人びとの生活がかかっているということ、進歩の途上にある諸国と世界の平和がかかっているということ、各人はじゅうぶんに認識しなければなりません。

## 2 公正な通商関係

56 進歩の途上にある諸国を財政と技術の面で援助するために、現在かなりの努力が払われています。しかし、その努力の効果が、富める国と貧しい国との商取引のかけ引きで、部分的にも相殺されてしまうようなことがあれば、このような努力も、ただの幻想に終わってしまうでしょう。進歩の途上にある諸国に、一方の手であたえたものを、他方の手で取り上げるという印象を持たせたと

---

<sup>56</sup> パウロ 6 世回章「エクレジアム・スアム」使徒座公報 56 巻、1964 年、639 ページ以下を参照

したら、これらの諸国の信頼心は、根底からぐらついてしまうでしょう。

### 増大する不均衡

57 高度に工業化された諸国の輸出品は、主として製品であります。経済成長の度が低い諸国は、農産物と原料しか売ることができません。製品は、技術進歩の恩恵をうけて急速にその価値を増大させ、じゅうぶんな市場を見出しています。これに反して、低開発諸国から産出される一次産品は大幅で急激な価格変動にさらされていて、工業製品のような漸進的な価格上昇などとうてい望めない状態です。その結果、工業化の遅れている諸国では、自国の経済に平衡を保たせ、進歩の計画を実現するために輸出を頼みにしなければならないとき、大きな困難に出会ってしまいます。貧しい国はいつまでも貧しいままなのに、富める国はますます裕福になっているのです。

### 自由主義を越えて

58 つまり、自由取引の法則だけで国際関係を統御することは、もはやできなくなっているのです。自由取引の法則は、取引の当事者間にはなほだしい経済力の不均衡がない場合には、たしかに益があります。それは進歩の刺激となりますし、努力に報いをあたえてくれます。ですから、工業化の進んだ諸国は、この法則を正義の法とみなしてしまいます。しかし、条件があまりにも違いすぎている国と国との間では、この法則はもはや正義の法としては働きません。市場で「自由に」形成された価格が、不公平な結果をもたらす可能性があるからです。したがって、商取引の規準としての自由主義という基本原則が、いま問題となっているということを、みな認識しなければなりません。

### 国家間の公正な通商関係

59 レオ 13 世が回章「レルム・ノバールム」でされた次の教えは、今でも力を失ってはいません。すなわち、契約の当事者が、あまりにも不平等な条件の下にいるときは、契約の公正を保障するのに、双方でなされた合意だけではじゅうぶんでない。したがって、自由な合意の原則は、自然法の原則に従わねばならない、というものです<sup>57</sup>。個人の賃金について正しかったこの教えは、同様に国際的な契約の場合にもあてはまります。つまり、貿易経済は、もはや自由競争の法則に安住して行なわれてはならないのです。なぜなら、それがあまりにもしばしば経済的独裁を生みだしているからです。自由貿易は、社会正義の要請に従って行なわれるとき、はじめて公正なものとなるのです。

### 公正な通商関係のために

60 その上、先進諸国も以上のことを理解するようになってきました。というのは、これらの諸国も、自国経済の内部で、無制限な競争によって危くなっている平衡を取り戻そうとして、適当な方法を講ずるようになってきているからです。こうして先進諸国も、しばしば経済的に条件のよい分野の犠牲において農業の振興をはかろうとしています。また、これらの諸国は、ことにおたがいの共同市場の内部でできている商取引関係を不振に陥れないように、財政、金融、社会各方面にわたる政策を講じて、競争の結果遅れをとっている各事業にも等しい機会を取り戻させようと努めています。

### 国際協約

---

<sup>57</sup> レオ 13 世回章「レルム・ノバールム」レオ 13 世公文書公報 11 巻、1892 年、131 ページ参照

61 この問題に関して、二つの秤りと物差しを使い分けることは許されません。国内経済についてあてはまること、先進諸国間の関係で受け入れられることは、富める国と貧しい国との通商関係にも同じように妥当します。競争市場を廃止するというものではありません。それを公正で道義にかなった、したがって、人間的なものとする枠を保っておかなければならないというのです。経済の発展している国とそうでない国との取引の場合、両者の状態は、あまりにも異っており、実際に享受されている自由の程度はあまりにも不平等であります。社会正義の要請するところによれば、国際貿易は、人間的で道義にかなったものであるように、当事者双方が少なくともある程度平等な利得の機会があるような関係を回復して行なわれなければなりません。この平等な利得の機会を得るようになるためには永い時間がかかるでしょう。しかしこの目的の達成を目指し、今からすぐに、実際に平等な立場で論議と交渉をする関係を作り上げる必要があります。ここでもまた、じゅうぶんに広く関係諸国を包含した国際的協約が締結されれば有益でしょう。すなわち、ある価格を規制し、ある製品を保護し、またある新しい産業を支援するための一般的規準をあたえるような協約です。このような、諸国家間の商取引関係をいっそう正義に則したものとすることを目指す共同の努力が、進歩の途上にある諸国にとって、積極的な助けとなることは、誰の目にも明らかでしょう。しかもその効果は、単に現在の一時的なものであるばかりでなく、将来へ続く永続的なものなのです。

### 克服すべき障害 — 国家主義

62 さて、世界をよりいっそう正義にもとづき、普遍的な連帯精神にしたがって組織されたものとする仕事に対立するもう一つの障害があります。それは国家主義と人種的差別主義のことであります。最近政治的独立を獲ち得た共同体が、まだ脆弱な国家的統一に敏感で、それを守り通そうと努めるのは自然のことです。また、古い文化をもつ国民が、祖国の歴史が自分たちに遺した遺産を誇るのも当然です。しかし、これらの正当な感情は、人間家族のすべての構成員を包みこむ普遍的な愛によって高められなければなりません。国家主義は民族を孤立させ、その真の利益を傷つけるものです。ことに、国家経済が弱体で、進歩の計画を遂行し、商業的、文化的な交流を盛んにするために、努力と知識と資金の結集を必要とするような国では、国家主義はきわめて有害であります。

### 人種的差別主義

63 人種的差別主義は若い国々にだけ限られた現象ではありません。そのような国々では、ときとして部族や政党の対抗心の下に、この人種的差別の感情が潜んでいて、正義をきわめて傷つけ、市民の平和をこわそうとしていることは事実であります。また植民地時代には、入植者と原住民との間にこの人種的差別主義が広がり、実りのある相互理解をさまたげ、現実の不正義な事件からあまたの恨みを生みました。そしてこの人種的差別主義はいまだに開発の遅れた諸国相互の協力の障害となっています。また、同一の国家内部においても、個人や家族が人種や皮膚の色のために不当な差別制度の下に置かれ、人格が持つ侵すべからざる権利が軽んじられるときには、人種的差別主義は分裂と憎しみの種となっているのです。

### みな結び合った一つの世界へ向かって

64 私は、未来にとって恐ろしい脅威となるこのような状況に、深く心を痛めています。しかし私は希望を失ってはいません。協力の必要性をもっと痛切に感じる意識と、もっと鋭い連帯意識が、

最後には無理解と利己主義に打ち勝つことでしょう。私はまた、開発の度合が進んでいない諸国がおたがいに近隣諸国と協力して、広域の協同開発地帯を形成すればよいと希望しています。こうして、共同の計画を練り、投資を調整し、生産の分担を定め、取引網を形成するのです。私はさらに、次のことも切望しています。すなわち、多国家間で結成される機構や、すべての国家を集めた機構が、必要な再編成を行なって、低開発諸国を助け、これらの諸国が閉じこめられている袋小路を脱け出して、自国の特質を生かしながら、自力で社会的、人間的進歩のための手段を見出せるように導くことを切望しているのです。

### 民族自決の方針

65 というのも、私たちの目標はこの自発的な社会的、人間的進歩にあるからです。世界の連帯性は、常により効果あるものとなって行くと同時に、すべての民族がみずからの将来を自分で建設して行くのを助けるものでなければなりません。過去の国家関係は、あまりにもしばしば、力の関係といってよいものでした。しかしいつかはきっと、この国家関係が、おたがいの尊敬と友情、協力における助け合い、そして各自が責任をもつてともに進歩することにより特徴づけられる日が来ることを願っています。まだ若い、あるいはまだ弱い諸国も、より良き世界の建設に、各自の権利と使命により深い尊敬を示す世界の建設に、積極的に一役を演じたいと願っています。この願いは正当なものです。すべての人がこの願いを聞き、これに応えなければなりません。

## 3 普遍的愛のすすめ

66 世界は病んでいます。この病いの原因は、資源の取り尽くしや少数の人びとによる独占にあることはもちろんですが、それ以上に個人同士民族同士の兄弟愛の欠如のうちにあるのです。

### 他人を受け入れる義務

67 他人を受け入れる義務は、どれほど強調されても過ぎるということはないでしょう。これは、人間的連帯性の義務、キリスト教的愛徳に由来する義務であります。そしてこの義務は、ことに多くの人びとを受け入れる諸国の家族や文化団体が負わなければなりません。とくに若者たちのために、かれらを暖かく迎え入れる種々の設備が数多く作られる必要があります。このことは、まず第一に、若者たちの道徳的活力をすっかり奪ってしまう孤独とか、疎外感とか、あるいは気力の喪失からかれらを保護するために必要です。また、これらの若者たちを、祖国のひどい貧しさと、しばしばかれらのまわりをとりまいている豪華な浪費とを比較せざるを得なくなるような不健全な状況から、守ってやるためにも必要なのです。さらに、これは、かれらが社会にあまりにも多い「不当な貧しさ<sup>58</sup>」を思い起こして、破壊的な教説や暴力的な行動に出る誘惑に取りつかれることのないよう導くためにも必要なことです。そして何よりも、これらの施設を設けることは、若者たちに、兄弟的な歓迎の暖かさとともに、健康な生活の模範と真実で実りのあるキリスト教的愛を重んずる心、さらに精神的な諸価値を大切にする心をもたらすために必要であります。

---

<sup>58</sup> レオ 13 世回章「レールム・ノバルム」レオ 13 世公文書公報 11 巻、1892 年、98 ページ参照

## 学生たちの悲しむべき状況

68 多くの若者たちが、祖国へよりよい奉仕ができる人物となるのに必要な知識や技能や教養を身につけようとして、先進諸国へやって来ます。そしてたしかに、これらの諸国で高度の教育をわがものとしています。しかし、たいへん悲しむべきことに、かれらは、自分たちが育った文明の中にしばしば貴重な遺産として保たれていた精神的な諸価値を尊ぶ心を失ってしまうことが非常に多いのです。

## 出稼ぎ労働者について

69 さらに、出稼ぎの労働者たちも暖かく迎え、その福祉を考えてやらなければなりません。かれらは、故国で貧しく暮している家族にささやかな仕送りをするために給料を節約しながら、しばしば非人間的な条件の中で生活しているのです。

## 社会的感覚

70 次に、私は、最近工業化への道を開いた諸国で要請された仕事のために出かけて行く工業経営者、商社員、大企業の長や代表者などの人びとにすすめてみたい。このような人びとは、たまたま自国では身につけた社会的感覚をもっているというのに、かれらが低開発諸国で働く段になると、また個人主義という非人間的な原則に逆戻りする理由がいったいあるのでしょうか。かれらが仕事のために来た国で指導的な地位にあるということは、逆に自分がその国の社会的発展と人間的進歩の推進者となるための励みとなるはずです。このような人びとは、自分の組織に関する感覚によって、原住民の労働の価値をどう発揮させたらよいかわかるはずです。さらに、有能な労働者をどのようにして養成し、技術者と幹部をどのようにして育てあげたらよいか、そしてこれら養成した人材の自発性を伸ばしてやって、しだいに高い地位へどう引き上げて行ったらよいかもわかるはずで、こうして近い将来に経営の責任を分担して負うことができるように、原住民を養成する方法についての示唆が得られるはずで、少なくとも、目上と部下との関係が、常に正義によって規制されたものであって欲しいと思います。そしてこの関係が、双方に義務を課する正当な契約で定められますように。最後に、なんびとも、その地位がどのようなものであろうとも、他人の気儘によって不当にあしらわれることがあってはなりません。

## 開発使節団の派遣

71 喜ばしいことに、進歩を推し進めるために国際機関や両国の友好機関、あるいは私的団体を通じて派遣される専門家の数がだんだんふえてきています。しかし、「この人びとは支配者としてでなく、援助者、協力者として行動すべき<sup>59</sup>」です。人びとは、助けに来てくれた者が熱意をもって来てくれたのか、あるいはそうでないか、技術を教えるためだけに来たのか、あるいは人間の価値をじゅうぶんに引き出すために来たのか、すぐに読みとってしまいます。専門家のもたらすものが、兄弟的な愛に包まれていないなら、それは受け入れられないかもしれません。

## 専門家に要求される資質

72 ですから、専門家は、必要な技術的知識に加えて、私心のない愛の真のしるしをも合わせ持つ

---

<sup>59</sup> 第二バチカン公会議「現代世界憲章」（ガウディウム・エト・スペース）85番、使徒座公報58巻、1966年、1108ページ

ていなければなりません。専門家は、国家主義的な傲りや人種的差別をすべて捨て去って、すべての人と密接な協力ができなければなりません。かれらは、自分が専門家であるからといって、すべての分野で他にすぐれているわけではないということを知るべきです。かれらを育てた文明は、たしかに普遍的ヒューマンイズムの要素をいろいろと含んでいますが、それが唯一の文明でもなければ、他を排除するほどすぐれた文明でもありません。また、それは適応もなしに輸入されてよい文明でもないのです。このように派遣されて行く人たちは、かれらを受け入れる国の歴史とともに、その国の種々の構成要素と文化的なもろもろの富を見出すよう心掛けなければなりません。こうすれば、おたがいの文明を豊かにする相互の理解が確立されるでしょう。

## 文明と文明の対話

73 個人と個人との間と同じように、文明と文明の間でも、誠実な対話は兄弟愛を生み出すのに効果があります。もし政府とその代表者から最下級の専門家に至るまですべての人が、兄弟愛に鼓舞され、世界的な連帯性にもとづいた文明を作り上げようという真摯な望みによって動かされるならば、進歩へのくわだては、ひとつの共同の努力で仕事の実現をはかっている諸民族をもっと近付けることでしょう。その時に、物や技術にではなく人間に焦点を合わせた対話が始まるでしょう。このような対話から利益を受ける人びとに、自己を高め、精神的に成長する手段がもたらされるならば、その成果はさらに上がることでしょう。また、技術者が教育者として振舞い、その教えが、単に経済的な発展だけでなく人間的な進歩をももたらすような、精神的で道徳的な特質を備えているならば、対話は実り豊かな成果をもたらすことでしょう。こうして確立された関係は、援助が終わった後まで、永く続くことでしょう。このような関係が、世界の平和にとってどれほど重要なものであるかだれにも明らかなことでしょう。

## 若者たちへの訴え

74 すでに多くの若者たちが、ピオ 12 世の信徒が布教地へ赴くようにとの要請<sup>60</sup>に、熱意と意気をもって応えています。さらに、自発的に公私の機関の計画に参加して、進歩の途上にある諸国と協力して働いている若者たちもたくさんいます。わたしは、「兵役」の一部を「社会奉仕」あるいは「端的に奉仕」の仕事に従事することをもってこれに代えてもよいとしている諸国があることを知って、たいへん喜んでいますが。私は、このようなくわだてとそれに応える善意の人びとを祝福いたします。どうかキリストとともにありたいと望むすべての人びとが、キリストのこの呼びかけに耳を傾けてくださるように。「あなたがたは、私が飢えていたときに食べさせてくれ、かわいているときに飲ませてくれ、旅にいたときに宿らせてくれ、裸だったときに服をくれ、病気だったときに見舞ってくれ、牢にいたときに訪れてくれた<sup>61</sup>。」今なお貧困に沈み、無学に苦しみ、不安にさらされている兄弟たちの運命に無関心のままでいられる人は、だれもないはずで、「私はこの人たちがあわれでならない<sup>62</sup>」とおっしゃられたキリストの心と同様に、キリスト者の心も兄弟たちの苦しみに深く同情しなければなりません。

## 祈りと実践

---

<sup>60</sup> ピオ 12 世回章「フィデイ・ドヌム」、使徒座公報 49 巻 1957 年、246 ページ参照

<sup>61</sup> マタイ 25・35-36

<sup>62</sup> マルコ 8・2

75 すべての人の祈りは、人類がこのような大きな不幸を意識して、知力と強い意志をもってこれを取除くために働くようにとの、全能なる神へ向けての願いとならなければなりません。そしてこの祈りには、各人の低開発とのたたかいへの参加、それぞれの力量に応じた、決然とした参加が対応しなければなりません。個人も社会団体も諸国家もみな兄弟として手をつなぎ合い、強き者は弱き者の成長を助け、そのために自分の才能と熱意と私心のない愛とを注いでください。真の愛に燃えた人びとは、他のだれよりも巧みに貧困の原因を発見し、それとたたかう方法を見つけ、遂には決定的にそれを打ち負かすべを知っているものです。このような人びとこそ、まさに平和をつくる人であります。「その人は、地の面に住まうすべての人びとの心に喜びの灯をともし、光と好意を注ぎ、すべての国境をこえて人びとに兄弟の顔、友の顔を見出させながら、わが道を歩いて行くでしょう<sup>63</sup>。」

## 進歩とは平和の新しい呼び名

### むすび

76 諸国間のあまりにも大きな経済的、社会的、または文化的不均衡は、緊張と不和を生み、平和を危険に陥れます、私が国際連合への平和の旅から帰った時、公会議の教父たちに申しましたように、「進歩の途上にある諸国民の状況こそ私たちの考慮の対象とならねばなりません。もっと正しく言えば、世界の貧しい人びとにたいする私たちの愛 — そのような人びとは数知れぬほどたくさんいるのですが — が、もっとこまやかなものとなり、もっと積極的で惜しみないものとならなければなりません<sup>64</sup>。」貧困とたたかい、不正義とたたかうということは、すべての人の物質的な福祉とともに、人間的、精神的な進歩を推し進めること、したがって人類の共通善を向上させることにほかなりません。平和とはいつこわれるか分らない力の平衡の結果である戦争のない状態ではありません。それは、神の望まれた秩序をうち立てようとする日々の努力のうちに形造られて行くものであり、その秩序の中で、より完全な正義が人びとの間を律して行くものなのです<sup>65</sup>。

### 孤立に終止符を

77 諸国民は、自国の進歩のために働く者であり、進歩の第一の責任者であります。しかし、自分たちだけで孤立していたのでは、この仕事をなしとげることはできないでしょう。相互援助のために弱い国家同士で結ばれる地域的合意や援助誘致のためにより広い範囲の国々を含む協定、そして、共同計画の立案のために国家集団の間で締結されるもっと視野の広い協約は、平和に至る進歩の道の道しるべにほかなりません。

### より効果的な世界的權威の確立へ向かって

78 このような世界中の諸国を集める国際的な協力のためには、協力の準備、調整、管理を行なって遂には普遍的に認められた法的秩序を確立するような機関がなければなりません。私は心から、このような進歩のための共同作業に手をつけた諸機関を励ましたいと思います。そして、これらの

---

<sup>63</sup> 1963年5月10日、ヨハネ23世のバルザン平和賞受賞集会での演説、使徒座公報55巻、1963年、455ページ参照

<sup>64</sup> 使徒座公報57巻、1965年、896ページ

<sup>65</sup> ヨハネ23世回章「パーチェム・イン・テリス」、使徒座公報55巻1963年、301ページ参照

機関の権威が増して行くことを願っています。わたしはニューヨークで国際連合の各国代表に次のように話しました。「みなさんの使命は、ある特定の国民だけにとどまらず、全人類を兄弟にすることです。(……)このようにして、法的・政治的分野において、効果的活動を可能にするために、世界的権威を徐々に確立する必要性を理解しない人はひとりもいないでしょう<sup>66</sup>。」

### よりよき世界への希望は夢ではない

79 ある人びとは、このような希望は単なる夢想であると言うかもしれませんが。しかし、そのように言う人びとの現実主義こそ欠けたところがあるのではないのでしょうか。そのような人びとは、いっそう兄弟としての連帯を固めて生きようと欲している世界の動勢を見ていないように思われます。世界は、その無知と誤りと罪、野蛮への逆行と長期にわたる救いの道からの逸脱にもかかわらず、自分では気がつかないうちに、少しずつみずからの創造主へ近づいているのです。このより人間的な世界への道は、努力と犠牲を要求します。しかし、この兄弟たちのために愛の心をもって受け入れられた苦しみこそ、すべての人間家族に進歩をもたらしてくれるのです。キリスト者ならば、救い主の犠牲への一致が、キリストの体を完全に建てること、神の民を一つに集めること<sup>67</sup>に貢献するのを知っているはずです。

### すべての人が手をとって

80 この道を歩むわたしたちは、みな仲間であります。わたしは、すべての人びとにあてて、状況の深刻さとなしとぐべきわざの緊急性を指摘したいと思って筆をとりました。行動開始の時を告げる鐘は、今鳴っています。これほど多くの罪なき幼な子たちの生命を救えるかどうか、これほど多くの不幸な家族の生活条件を人間的なものに高めることができるかどうか、そして世界の平和と文明の未来が保障されるかどうかは、この行動にかかっています。今や、すべての人が、すべての国が、それぞれの責任を取って立ち上るべき時です。

## 結びの呼びかけ

### カトリック信者のみなさんに

81 わたしはまずカトリック信徒であるわたしの子どもたちをお願いいたします。進歩の途上にある諸国においても、他の諸国におけると同様に、信徒のみなさんは現世の秩序刷新の事業を自分たち本来の務めとして、責任をもって引受けなければなりません。教会位階職の役割は、この事に関する従うべき道徳を教え、正しく権威をもって解釈することではありますが、信徒のみなさんの役割は、受身で命令や指針を待たずに自由な発意をもって、みなさんが生活している共同体の精神、風習、法律、組織にキリスト教的精神をしみ通らせることでもあります<sup>68</sup>。変化は必要だし、徹底的な改革がなされなければなりません。信徒のみなさんは、断固たる決意をもって、これら改革事業に

<sup>66</sup> 使徒座公報 57 巻、1965 年、880 ページ

<sup>67</sup> エフェソ 4・12。また、第 2 パチカン公会議「教会憲章」(ルーメン・ジェンティウム) 13 番、使徒座公報 57 巻、1965 年、17 ページ参照

<sup>68</sup> 第 2 パチカン公会議「信徒使徒職に関する教令」(アポストリカム・アクトゥオジターテム) 7、13、24 番、使徒座公報 58 巻、1966 年、843、849 および 856 ページ参照

福音の精神を吹き込むように努力しなければなりません。そして、開発の進んだ諸国に住むカトリック信者のみなさんに私はお願いしたい。みなさんは、進歩の途上にある諸国が当面している種々の困難に打ち勝つために働いている公的、私的、市民的、宗教的諸機関に積極的に参加し、みなさんの才能を発揮して協力してください。またわたしは、みなさんが、きっと、正義と公平という国際的道德律を人びとの行動の中に確立するために先頭になって努力している人びとの一員となるであろうと確信しております。

#### その他のキリスト信者およびすべての宗教の信者のみなさんへ

82 わたしの兄弟であるすべてのキリスト信者のみなさん、みなさんも世界を助けて利己主義と傲慢と敵対をなくし、野望と不正義を打ち負かし、めいめいが隣人か兄弟同志のように愛し合い、助け合うような、もっと人間的な生活のためのあらゆる道を開くためになさっている努力を、さらに拡充したいと思っておられることでしょう。そして、わたしは、あのボンベイで実現したキリスト教以外の宗教団体に属する兄弟のみなさんとの忘れることのできない出会いを、感動をもって思い起こしながら、人の子たちがみな神の子たるにふさわしい生活を送ることができるようにする働きに、みなさんも心と知力をつくして参加されるようにお招きしたい思います。

#### すべての善意の人びとに

83 さらにわたしは、平和の道は進歩を経て通じていることを自覚しているすべての善意の人びとにお話したい。みなさんは、国際機関への国家代表、国家指導者、報道関係者、教育者などそれぞれの地位にあって、新しい世界の建設に協力しておられます。わたしは、みなさんが世論を喚起し、人びとを指導して行くことができるように、全能の神がみなさんの知性を照らし、みなさんの勇気を強めてくださるようにとお祈りしております。教育者のみなさん、人びとが子どものときから貧困に苦しむ者に対する愛を目覚めさせるようにするのは、みなさんの務めです。報道関係者のみなさん、みなさんの務めは、諸民族の相互援助を推進するためになされた努力をわたしたちに知らせ、さらに人びとが良心を静めるためにもすべし忘れようとするもろもろの貧困の実状を、わたしたちの目の前に見せることです。これによって富める者は、少なくとも、貧しい人びとがかれらの戸口に立って、かれらのごちそうの残りでも分けてもらおうとたのんでいることに気が付くでしょう。

#### 国家指導者のみなさんへ

84 国家指導者のみなさん、みなさんの指導によって、みなさんの共同体を動員し、世界的連帯性がもっと効果的に働くようにしてください。そして何よりもまず、みなさんの共同体にとって余分で浪費しているものの中から必要な幾分かを差し引いて、進歩の推進と平和の確保のために使うことをみなさんが認めるように指導してください。国際機関への国家代表のみなさん、諸国間の危険で無益な対立にかえて、すべての人間がじゅうぶんに能力を発揮できるような人類共同の進歩のために、私心を取って、友好的に、平和のうちに協力する体制を打ち建てるようにするのが、みなさんの任務であります。

#### 英知ある人びとに

85 たしかに世界はいま思索の欠如に苦しんでいます。それでわたしは、思索家、英知ある人びと、

すなわちカトリック者、キリスト者、神を崇敬する人びと、そして絶対的なものと正義と真理とを  
渴き求めている人びと — つまりすべての善意の人びとに呼びかけたい。わたしはキリストになら  
って、「探しなさい、そうすれば見出すであろう<sup>69</sup>」とみなさんに切なる願いをもって訴えたい。  
どうかみなさん、人びとが相互に助け合い、学識を深く究め、心を大きく開くことによって、真に  
普遍的な人類共同体の中で、もっと兄弟的な生活を送ることができるようになる道を開いて下さい。

### すべての人が手を下してわざにつこう

86 さて、貧困に苦しむ民族の訴えを聞き、それに応えようと努力しているすべてのみなさん、み  
なさんは、真の意味の善き進歩の使徒であります。真の意味の善き進歩は、決して自分のことだけ  
を考えた利己的な富を求めません。かえって、それは、人間への奉仕を目的とした経済と、すべて  
の人に日々の糧が行きわたるようにすることを、友愛の源、神の摂理のしるしとして求めるのです。

### 終りの祝福

87 終りに、わたしは心から信者のみなさんに祝福を送るとともに、すべての善意の人びとが、兄  
弟の心をもって、わたしたちの働きに力を合わせてくださるようお願いいたします。なぜなら、  
進歩が平和の新しい呼び名であるとしたら、進歩のために全力を尽くして働こうと思わない人は誰  
もいないだろうからです。そうです、全世界のみなさん、わたしは主のみ名において、わたしのこ  
の憂いの叫びにみなさんが応えてくださるようにとお願いいたします。

ローマ、聖ペトロのかたわらにて、  
1967年、教皇登位4年目、3月26日、  
われらの主イエズス・キリストの御復活の大祝日に。

パウロ6世

---

<sup>69</sup> ルカ 11・9